

草津町立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

**令和 8 年 1 月
草津町教育委員会**

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校における働き方改革の取組は、全国的に進められてきているが、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。

草津町教育大綱（草津町教育振興基本計画）における教育行政基本方針である「温もりのある柔軟できめ細やかな教育行政の推進」を実践していくためには、教育職員一人一人が心身とも健康で、やりがいと誇りをもって教育活動に専念できる環境整備づくりは重要であり、子どもたちの健やかな成長と質の高い教育の実現に不可欠である。

群馬県教育委員会では、平成29年以降、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」での協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、ICT等を活用した勤務時間の記録など、具体的な取組を進めてきたところであり、同協議会からの提言を踏まえ、各関係団体等との連携により、多忙化解消の取組を進めてきた。

また、令和6年3月に策定された「群馬県教育ビジョン」（第4期群馬県教育振興基本計画）では、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」という最上位目標を掲げ、教職員の働き方向上の観点から、多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上のための施策を推進している。

国においても、教師の処遇改善、学校における働き方改革の一層の推進等を図るため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）を改正するとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を全部改正し、令和7年9月25日付で告示した。

これにより、サービスを監督する教育委員会は、改正後の給特法第8条の規定により、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

草津町教育委員会では、上記給特法及び国指針の改正を受けて、ここに「草津町立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる取組を進めていくものである。

(2) 本町の現状

○ 本町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「草津町立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28.50時間	7.5%	0%
中学校	月24.26時間	15%	0%

- 教育職員の時間外在校等時間は、月45時間を上回る割合が小学校7.5%、中学校15%と年々減少傾向にあり、これまでの様々な取組の成果が現れている。今後も現場の実情に応じた柔軟な対応を行いながら、業務負担となる行事や部活動指導など状況の把握と必要な改善を継続し、持続可能な教育環境の確保を図る。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

※ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【内：令和6年度数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする【14.7日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%まで減少させる【0%】
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

※ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- 学校以外が担うべき業務
 - ・ 登下校時の通学路における見守り
 - ・ 放課後や長期休業中の子どもの居場所づくり
 - ・ 学校敷地内の草刈りや整備
- 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - ・ 部活動の指導（顧問）

- ・ 調査への回答
- ・ 来客及び電話対応
- ・ 児童生徒の休み時間における対応
- ・ 授業準備の補助
- ・ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守、管理
- 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
 - ・ ICT 機器（タブレット、電子黒板など）を活用した効率的な授業展開
 - ・ 学習評価及び指導要録の作成：校務支援システム等を活用し、入力作業などの効率化を図る
 - ・ 会議資料のペーパーレス化や会議内容の精選
 - ・ 給食時の対応
 - ・ 支援が必要な児童生徒の対応
 - ・ 学校の広報資料、ウェブサイトの作成管理

（２） 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置する。

（３） 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。